

福岡県地球温暖化防止活動推進センター ふくおかエコトン隊設置要綱

(設置)

第1条 福岡県地球温暖化防止活動推進センター(以下、「センター」という。)に、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行う高校生及び大学生(専門学校生、短期大学生を含む。以下同じ。)で構成するグループを設置し、名称をふくおかエコトン隊とする。

(目的)

第2条 地球環境の未来を担う高校生や大学生がふくおかエコトン隊として活動することによって、地球温暖化問題についての自らの理解と認識を深めるとともに、福岡県民の地球温暖化防止活動の促進を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 ふくおかエコトン隊は、次の各号の活動を行う。

- 一 福岡県、県内市町村及びセンターが実施する地球温暖化問題に係るイベントや出前講座等について支援、協力すること。
- 二 福岡県地球温暖化防止活動推進員が実施する地球温暖化対策についての普及啓発活動、広報活動を支援、協力すること。
- 三 ふくおかエコトン隊隊員(以下、「隊員」という。)は、日常生活において地球温暖化防止活動を実践すること。
- 四 その他地球温暖化対策の推進に関する活動を行うこと。

(隊員の要件)

第4条 隊員は、県内に在住する高校生及び大学生又は県内に所在する高校及び大学の学生及び教職員等であって、地球温暖化対策の推進に熱意を有する者であること。

(隊員の登録)

第5条 隊員として活動する者は、センターに隊員の登録をしなければならない。

- 2 登録の有効期間は3年間とする。
- 3 登録有効期間満了後、引き続き隊員として活動を継続する者は更新の登録をしなければならない。

(登録の実施)

第6条 隊員の登録をしようとする者及び隊員の登録更新をしようとする者は、センター長にふくおかエコトン隊(新規・更新)登録届出書(様式第1号)を提出しなければならない。

- 2 センター長は、前項の届出書の提出があったときは、第4条の要件を満たしていることを確認の上、ふくおかエコトン隊登録簿(様式第2号)に登録を行い、隊員番号を付与する。また、登録更新の場合は隊員番号は継続するものとする。
- 3 センター長は、新規の隊員登録を行った者に対してふくおかエコトン隊隊員証(以下、「隊員証」という。)(様式第3号)の交付を行う。また、登録更新の場合は、改めて隊員証の交付は行わない。

(登録事項の変更、抹消)

第7条 隊員は、登録事項に変更があった場合や登録の抹消を希望する場合は、センター長に、ふくおかエコトン隊(登録事項変更・登録抹消)届出書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 センター長は、前項の規定による届出書の提出があったときは、内容を確認の上登録事項の変更又は登録の抹消を行うものとする。

(登録の抹消)

第8条 センター長は、隊員が次の各号の一に該当するときは、その登録を抹消することができる。

一 隊員が、第4条の要件を満たさなくなったとき。

二 1年以上事務局と連絡がとれなくなったとき。

三 隊員として、ふさわしくない行為があったとき。

2 センター長は、隊員の登録を抹消したことを周知する必要がある場合は、センターホームページ等に掲載することができる。

(活動上の留意事項)

第9条 隊員は、活動に当たって、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

一 ふくおかエコトン隊の信用を傷つけ又は不名誉となるような行為を行わないこと。

二 政治活動、宗教活動及び営利活動を行わないこと。

三 常に隊員証を携帯し、求められた場合は隊員証の提示を行うこと。

(広報)

第10条 センター長は、ふくおかエコトン隊の活動内容について、センターホームページ等により広報に努めるものとする。

2 センター長は、広報を円滑に進めるため、隊員に対して活動状況等について報告を求めることができる。

3 隊員は、センター長から活動状況等について報告を求められた場合は、情報提供に努めるものとする。

(報酬)

第11条 ふくおかエコトン隊の活動は無報酬とする。

(事務局)

第12条 ふくおかエコトン隊の事務局はセンターに置く。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ふくおかエコトン隊の活動等について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月21日から施行する。